

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則

昭和三十六年七月十五日
三重県公安委員会規則第六号

改正 平成一七年三月二八日三重県公安委員会規則第三号
示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則を次のように定める。

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、示威行進及び集団示威運動に関する条例(昭和二十四年三重県条例第二十四号。以下「条例」という。)第十条の規定により、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(申請の手続)

第二条 条例第三条に規定する申請書は、示威行進又は集団示威運動を行う区域又はこれを主として行う区域を管轄する警察署長を経由して、三重県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に正副二通を提出しなければならない。

(申請書の処理)

第三条 警察署長は、前条の規定による申請書を受理したときは、直ちに第一号様式による示威行進及び集団示威運動許可申請書処理簿に所要の記載をしてその様式による電話報告をするとともに、その申請書(正本)一通を公安委員会に送付しなければならない。

(申請書の受理)

第四条 公安委員会は、前条の規定による電話報告を受理したときは、直ちに第二号様式による示威行進及び集団示威運動許可申請書受理簿に所要の記載をするものとする。

(許可書又は不許可書の交付)

第五条 公安委員会は、条例第三条に規定する申請書を受理したときは、速やかに許可又は不許可の決定を行い、第三号様式の許可書又は第四号様式の不許可書を当該警察署長を経由して主催者に交付するものとする。

(許可に付することができる条件の範囲)

第六条 公安委員会は、条例第五条第三項の規定により同条第一項の許可をする場合において付することができる条件は、次の各号に掲げる事項の範囲内でこれを行うものとする。

- 一 官公庁の事務の妨害防止に関する事項
- 二 刃物、鉄棒その他の危険物の携帯の禁止又は制限に関する事項
- 三 交通秩序維持に関する事項
- 四 示威行進及び集団示威運動の秩序保持に関する事項
- 五 夜間における静穏保持に関する事項
- 六 示威行進及び集団示威運動の開始及び終了の日時、行進路又は場所の変更に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十八日三重県公安委員会規則第三号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

第1号様式

(第3条関係)

第2号様式

(第4条関係)

第3号様式

(第5条関係)

第4号様式

(第5条関係)